

新型コロナウイルス(COVID19)対応に関する考え方

今般、安倍内閣総理大臣より、子どもたちの健康・安全を第一に考え、また子どもたちや教職員の感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日(月)から春休みまで、臨時休校を行うことの要請がありました。

これを受けて、文部科学省からも都道府県教育委員会等に対して、一斉の臨時休校を行うことを要請する通知が発出されました。この趣旨は、基本的に自宅で過ごすよう指導するとともに、子どもたちが不要不急の外出をしないようにするという方針であると理解しております。

一方で、共働き、ひとり親家庭等への配慮から、保育所、学童については通常通り運営するとの方針も表明されております。

このような状況の中、民間教育事業者に対する指針は、現在のところ、政府及び関係省庁から示されているものはございません。

これを踏まえ、全外協加盟事業者は下記の対応例を参考にしつつ、方針及び対策を明確にし、地域の状況に応じて対応してまいります。

【生徒様への対応例】

- ①レッスンの休講、振替レッスンの提供及び振替期限の延期
- ②少人数でのレッスン実施
- ③教室等における生徒様同士の間隔を通常より広げる
- ④教本・遊具の共有の禁止
- ⑤通学レッスンに変えてオンラインレッスンの提供
- ⑥教室内の定期的な換気及び加湿器の使用
- ⑦ロビー等共有スペースの使用禁止
- ⑧必要に応じてマスクの着用
- ⑨テーブル、ドアノブ、PC キーボード等のアルコール消毒の徹底
- ⑩体調不良の生徒様は通学を自粛して頂く

【講師・スタッフへの対応例】

- ①出勤前の講師の体温検査
- ②授業開始前の複数人での体調確認
- ③手洗い、うがい、手指のアルコール消毒の徹底
- ④テーブル、ドアノブ、電話機、PC キーボード等のアルコール消毒の徹底
- ⑤必要に応じてマスクの着用
- ⑥テレワークの実施
- ⑦時差出勤の実施

上記の対策に限らず、全外協加盟事業者は今後の状況の変化を踏まえつつ、社会の求めに応じて最善の対策を講じ、皆さまの健康と安全を第一に考えてまいります。

令和2年3月4日

一般社団法人全国外国語教育振興協会

代表理事 道明文夫